

【議案第 1 号】

平成 31 年度生活交通確保維持改善計画の策定について

阿見町地域公共交通総合連携計画に基づき、町内の公共交通不便地域の解消や買い物・通院等の移動手段の確保、公共施設等への利便性向上を図るため、「生活交通確保維持改善計画」の策定及び国への認定申請について同意を求める。

平成 30 年 5 月 31 日

阿見町地域公共交通活性化協議会
会 長 千 葉 繁

生活交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む)

平成 30 年 6 月 日

阿見町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
阿見町地域内フィーダー系統確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
(1) 目的 阿見町地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）に基づき、町内の公共交通不便地域の解消や買い物・通院等の移動手段の確保、公共施設等への利便性向上を目的とし、また、一般町民や関係機関等で構成する阿見町地域公共交通活性化協議会において、運行事業内容の改善を行いながら地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。
(2) 必要性 連携計画に定めている 5 つの事業計画の中で、優先的に取り組む事業として「地区内の短距離移動を支える交通手段の整備」及び「各地区の居住者の中央地区への公共交通整備」を目標としている。当町においては、基幹路線（路線バス）が運行されているが、町中心部の一部しか運行されていないなど路線数が少なく、すべての町民が容易に利用できるものではないことから、公共交通不便地域の特に高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段を確保するため、需要に応じた公共交通としてデマンドタクシーの運行が必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 ・ 利用者の需要に応じた運行効率化を図ることで利用者の利便性向上を目指すとともに利用者数を増加させる。 月当たりの平均利用者を 885 人以上(平成 29 年度の月当たり平均利用者数 805 人)とする。
(2) 事業の効果 ・ 町内の公共交通不便地域を補填するためにデマンドタクシーを導入することにより、町内における高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、町内全域をカバーする運行を実施することにより、基幹系統である路線バスへのフィーダーも確保され、より広域的な活動が可能になることから、当町だけに留まらない地域の活性化や外出機会の増加につながっていくものと考えられる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ デマンドタクシーの予約状況や利用状況を分析し、より便利で効率的な運行を目指しシステムの改良を検討する。(阿見町地域公共交通活性化協議会)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表 1 を参照
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を阿見町が負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
有限会社 新町タクシー 日本貿易運輸 株式会社
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を参照
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者

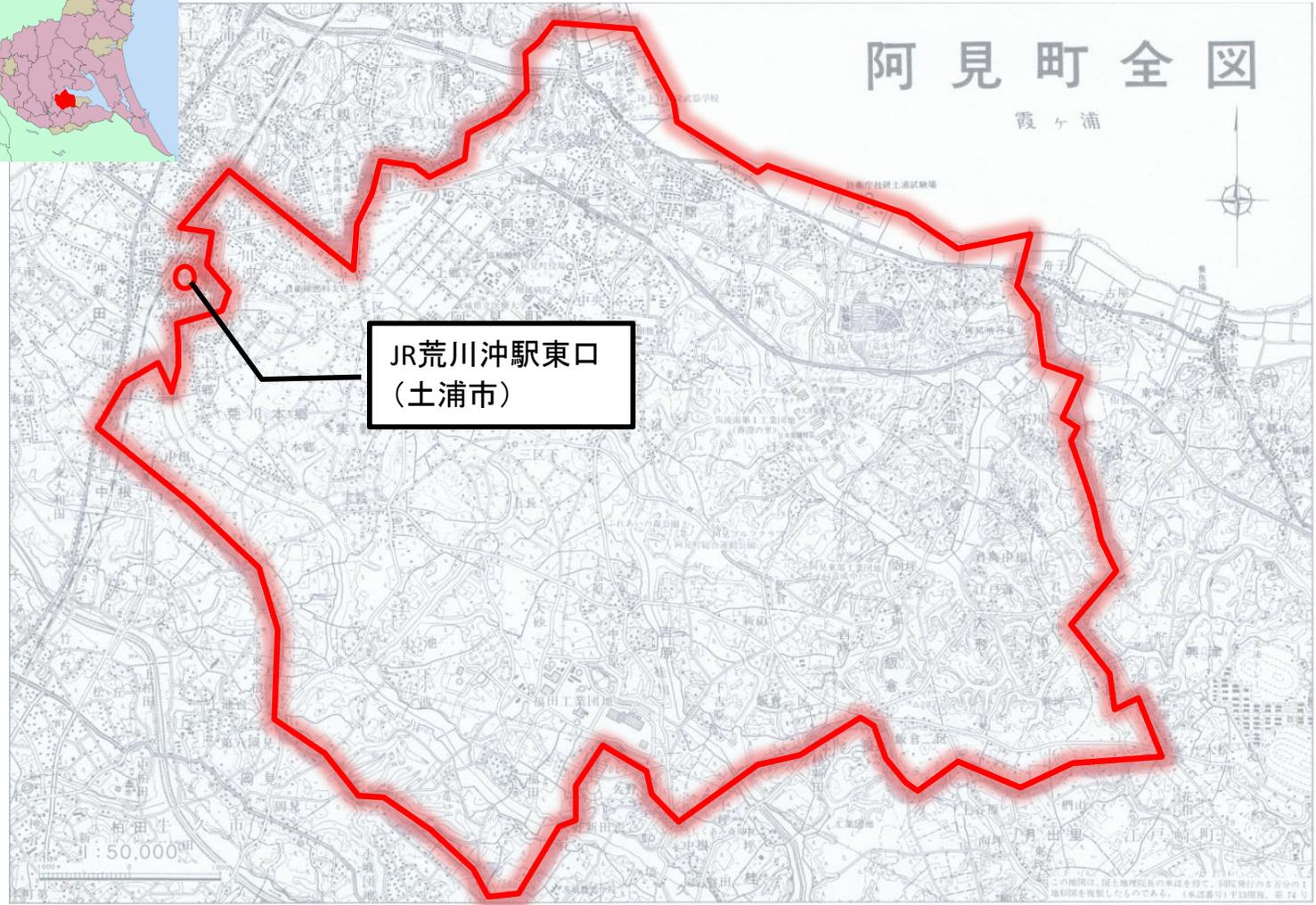
<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容，代替車両を活用した利用促進策）	
<u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
該当なし	
15. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 30 年 5 月 31 日 第 1 回協議会	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度事業報告及び収支決算報告 ・平成 31 年度生活交通確保維持改善計画の策定について ・平成 29 年度デマンドタクシー実績報告 ・平成 29 年度茨城大学委託研究に関する調査研究の実績報告 	
16. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は，運転手及びデマンドタクシー〈あみまるくん〉オペレーターと運行に関する改善点等を協議し，また，運行効率向上を図るため，システム管理者と協議を実施した。 ・協議会の委員に住民又は利用者の代表として，「阿見町区長会」「阿見町 PTA 連絡協議会」「阿見町シルバークラブ連合会」「阿見町障害者福祉協議会」「阿見町商工会」の代表者から意見を反映して本計画を作成した。 	
17. 協議会メンバーの構成	
町長及びその指名する者	阿見町長
一般乗合自動車運送事業者，その他一般旅客自動車運送者及びその組織する団体	ジェイアールバス関東(株)，関東鉄道(株)，(有)新町タクシー，日本貿易運輸(株)，(有)ナカヤ観光，(一社)茨城県バス協会，(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会，関東鉄道労働組合
関係都道府県	茨城県政策企画部交通局交通政策課，茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所
関係市町村	土浦市都市産業部
関東運輸局長（茨城運輸支局長）又はその指名する者	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官
学識経験者	茨城大学農学部教授，茨城県立医療大学教授

その他協議会が必要と認める者	牛久警察署，東京医科大学茨城医療センター，阿見町商工会，阿見町議会議員の代表，町内工業団地企業連絡協議会，阿見町区長会，阿見町PTA連絡協議会，阿見町シルバークラブ連合会，阿見町障害者福祉協議会
----------------	---

茨城県

阿見町全図(運行区域)及び荒川沖駅東口(土浦市)

別添資料1



中央地図株式会社

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	阿見町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	20,798
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
20,798	$20,798 \times 120円 \times 0.7 + 200万円$	3,747,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)